

意見書

2023年7月31日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
利用環境課 御中

105-0001

東京都港区虎ノ門1-21-19 東急虎ノ門ビル

一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会

会長 近藤 邦昭

連絡先

事務局

電話

電子メールアドレス sec@jusa.jp

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（新旧対照表）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	当協会の意見
総論	<p>当協会はクラウド PBX、クラウド電話等のユニファイド通信に関連する事業者団体として、これまでも電話役務の犯罪利用や不適正利用の撲滅にむけた活動を行っています。当協会と当協会の加盟事業者は、2022 年から総務省殿・警察庁殿、関連する事業者団体等と連携して特殊詐欺に利用された電話番号を解約する措置を行っているところです。政府と民間が協力して固定電話番号の不適正な利用の対策に取り組んだところ、固定電話番号の犯罪利用は減少し、それに伴い特定 IP 電話番号を用いた電話の悪用が増加したと考えられます。このような昨今の状況を鑑みれば、特定 IP 電話番号を用いたサービスにおいても、他の電話と同様に契約時における本人確認の実施は必要であり、本省令改正に賛同します。一方で、特定 IP 電話番号は他の番号よりも柔軟な利用が可能であることなどを背景として、日本国内の電気通信市場において多くのイノベーションを生み出してきたことから、引き続きこれらを阻害しないように留意していただくことが必要です。特にクラウド PBX、クラウド電話サービスなどのユニファイド通信は新しい通信サービスとして国内の多くの金融機関や自治体、上場企業などにも幅広く利用されており、世界的にも次世代のコミュニケーション手段として急速に普及が進む分野です。特に、電気通信事業法や犯罪収益移転防止法における本人確認の規律等と重複しないようにするなど、確実な本人確認を担保しつつ、効率的な確認手順を確保すること等によって電気通信市場の健全な発展を推進していくことが必要であると考えます。当協会は協会会員と共に、市民・利用者が通信サービスを安心してご利用いただけるよう、市場や業界の健全な発展に向け努力していく所存です。</p> <p>現在の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下、携帯電話本人確認法という）や犯罪収益移転防止法、電気通信事業法</p>

における本人確認義務は、電話番号の種別や役務を根拠にし、その利用形態にあわせて規律されています。しかしクラウドやインターネット技術の発達やサービス競争の進展により電話番号の利用形態の多様化が進み、番号種別と利用の様態が必ずしも結びつかなくなっています。また、電話の悪用を行う者は使用する番号や役務形態に優先順位はあるものの、原則的にはその時々で最も使用しやすい番号に切り替えて使用する傾向があります。事業者の運用や消費者や社会に理解を得る観点もふまれば、長期的な観点において番号の種別や利用形態によらず本人確認方法を統一していくことが必要であると考えます。

また本人確認においてマイナンバーカードを活用した電子的本人確認（公的個人認証）を行うなど、より確実で高精度の本人確認の推進が必要です。今日、音声系サービスの提供において求められる本人確認方法では（1）認められている本人確認書類の種類が多すぎる、（2）目視に頼る確認が前提となっている書類が多く、オペレータのスキルに依存するため本人確認業務の信頼性が担保しにくい、（3）マイナンバーカードによる公的個人認証以外のケースでは、本人確認の不実施や不作為に対して「偽造を見抜けなかった」という言い訳が可能であり、結果的に悪質な事業者の確認業務の不正・不作為を追求しにくく、結果的に本人確認の規律に対して大きな抜け穴となる恐れがある、（4）公的個人認証の実施コストが高コストであり、特に小規模事業者に導入しにくい、などの課題があります。

総務省殿をはじめ、関係省庁は、マイナンバーカードのさらなる普及を促進し、確実な本人確認を実施する環境整備を推進していただくことを希望します。また本人確認の円滑な実施には利用者（消費者）だけでなく、多くの事業者が公的個人認証のシステムを導入することが必要です。小規模事業者を含む多くの事業者が積極的に電子認証を導入するために、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）へ直接接続するコスト低減、その手続きの簡素化など、導入コストの低減についても総務省殿や関係省庁において議論されることを希望します。

第二条 法第二条第二項の総務省令で定める電気通信役務は、携帯電話端末又はPHS端末と接続される電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三条第一項第一号に規定する端末系伝送路設備に接続される移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いることにより通話することを可能とするために電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表に掲げる音声伝送携帯電話番号又は特定IP電話番号を使用して提供される電気通信役務であって、その提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供されるものをいう。

当協会では本省令改正案に賛成であるものの、改正案の適用範囲について確認させていただきます。

本省令改正案について、以下各号の提供形態での役務は本改正省令において対象外であると当協会は認識しているところ、その正否についてご確認ください。

1. 電気通信事業者が、特定IP電話番号および回線を、その端末系伝送路および契約者の設置箇所（宅内）に設置される事業用回線設備（もしくは事業者が提供する特定IP電話の回線の伝送路を終端する端末設備等、以下、回線終端装置という）とあわせて役務提供し、利用者は自らの端末設備を回線終端装置に接続して特定IP電話番号を利用する形態。
2. 電気通信事業者が、特定IP電話番号とその回線を役務提供するが、伝送路区間および回線終端装置は提供せず、利用者が自ら設置した端末設備もしくは伝送路を終端するソフトウェア等と端末系伝送路を接続し利用する形態の場合。
3. 電気通信事業者が、特定IP電話番号およびその回線、またはそれに接続されるクラウドPBX等の交換設備を役務提供するが、回線終端装置もしくは伝送路を終端するソフトウェア等を提供せず、利用者がこれに自ら設置した端末設備もしくは伝送路を終端するソフトウェア等を接続し利用する形態の場合。
4. 電気通信事業者が、特定IP電話番号およびその回線、またはそれに接続されるクラウドPBX等の交換設備を役務提供するが、これらに接続可能な電気通信役務もしくはソフトウェア等の提供を、携帯電話もしくはPHS端末に接続される端末系伝送路に接続された端末設備において、その電気通信事業者と異なる電気通信事業者等が役務提供する形態。